

# 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

4月から「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つの柱からなる「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」)を実施。高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で生きがいを持ってその人らしく暮らし続けられる体制づくりに取り組みます。  
 図高齢者支援課 ☎66・1012



## ① 地域に合わせた「介護予防・生活支援サービス」

地域の実情に合わせた介護予防を実施するため、現在、要支援1・2の人が利用できる介護保険サービスの内、「介護予防訪問介護(ホームヘルプ)」「介護予防通所介護(デイサービス)」に相当するサービスを市町村が定めた地域の民間事業所やNPO、ボランティア団体なども実施可能にすることで、サービス体制の充実を図ります。

### 地域の実情に合わせたサービスを

現在サービスを実施している事業所に加え、地域コミュニティや助け合いなどが希薄な市街地や今後高齢化で難しくなっていく地域など、介護サービスの必要な人が多い地域に、さらにサービスの実施主体を充実させるため、民間活力などの多様な社会資源やマンパワーを活用し、高齢者を支える体制を目指します。

### 「基本チェックリスト」で簡単手続き

通常1か月程度かかる要介護・要支援認定手続きを省略できる基本チェックリストを活用。「はい」、「いいえ」で答える25項目の質問で、生活機能や身体機能の低下がないか確認します。  
 日々の生活に不自由や不安を感じ始めた人は、まずは気軽に高齢者支援課か西支所保健福祉係、お住まいの地域の地域包括支援センターにご相談ください。

### 要支援1・2の人は変わらずサポート

要支援1・2の人は、「介護予防・生活支援サービス」で行うホームヘルプやデイサービスに加えて、今までどおり「福祉用具レンタル」「訪問看護」「住宅改修」などの介護予防サービスを利用できます。  
 また、ホームヘルプやデイサービスの利用している人は、要支援認定の更新時に、基本チェックリストでもサービスを継続することができます。  
 また、費用は現在のサービスより高額にならないよう設定されます。



## ② 地域で元気に暮らすために「一般介護予防」

介護の必要がなく、元気でいられることが、介護予防の一番の目的です。一般介護予防事業では、65歳以上の全ての人を対象に、地域住民の体力づくりや外出機会、趣味活動などの交流の場づくりに取り組む団体への補助や助成の他、高齢者の皆さんの利用促進に向けた情報発信に取り組みます。

これらの取り組みで、体力づくりや認知症予防だけでなく、地域での支え合いやコミュニティ形成を目指し、高齢

者の皆さんが元気に暮らしていける地域づくりに取り組みます。

また、同事業以外にも、公民館や体育館が実施する教室や文庫山学園、民間の体操教室やプール、地域のサロンなどのさまざまなサービスも紹介していきます。  
 地域にどんな取り組みがあるかや参加方法などは、お住まいの地域の地域包括支援センターや同課、同係でお尋ねください。



### 取り組みの一部を紹介

介護予防や地域のつながりづくりになる取り組みの一部を紹介。生活機能の低下が気になる人だけでなく、元気な人も地域の皆さんと交流してみませんか？

#### いきがい対応型デイサービス

会場周辺に住んでいる人を対象に体操やレクリエーションを行い、体力づくりや外出の機会をつくる取り組みを、岸本病院や南デイサービスセンター、グレイスヴィルまいづるで実施。

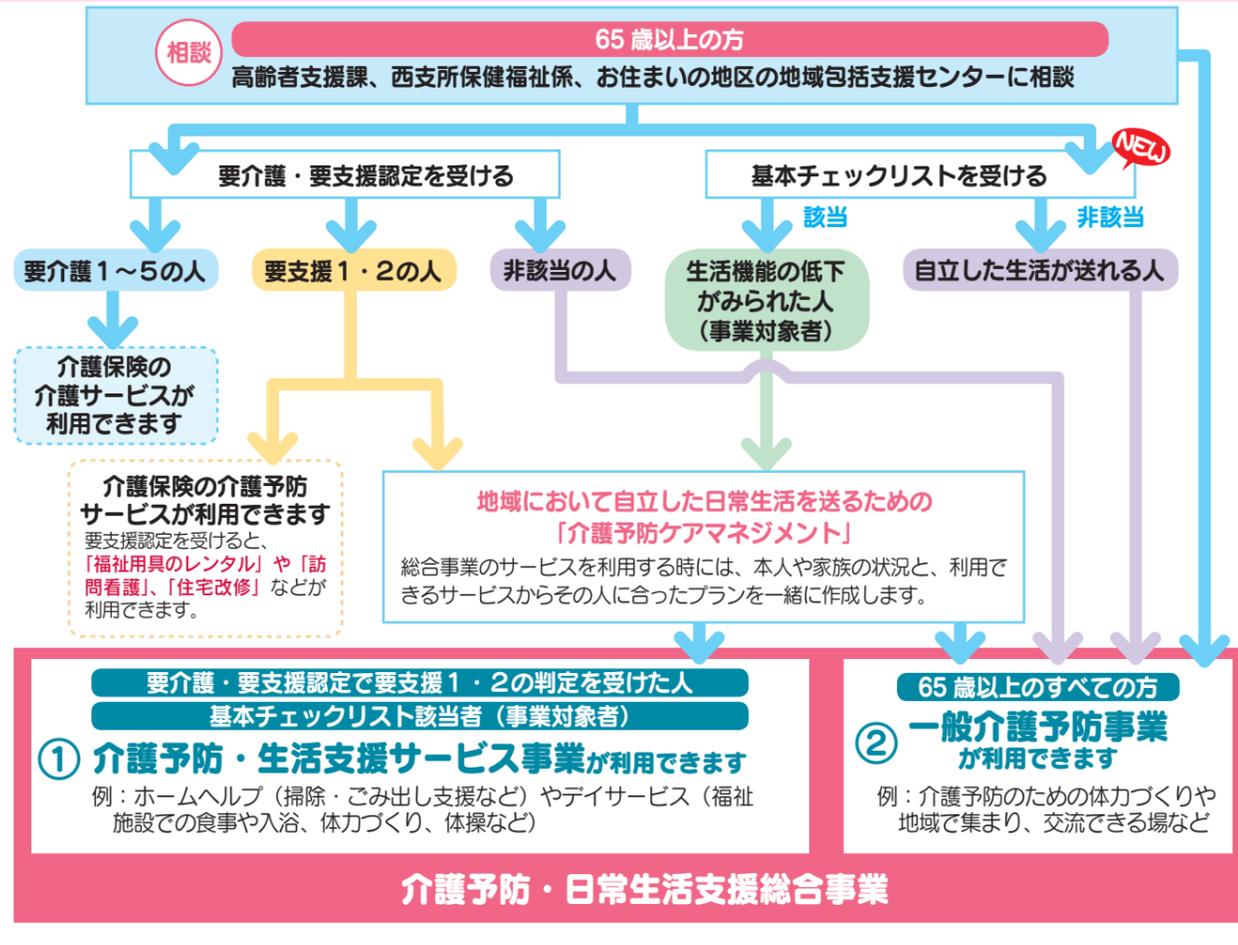


#### 浮島元気プロジェクト(新舞鶴小学校区)

高齢者の集まりに運動指導員を派遣し体操を行う「サロン de すとれっち」を利用し、地域の集会所で体操と茶話会を実施しています。80歳代の参加者も多く、楽しんで参加されています。定期的に集まる場所があるので、体力づくりだけでなく、お互いを思いやるような地域づくりにもつながっています。



## サービス利用までの流れ



## よくある質問

◆総合事業が始まったら要支援1・2の人は介護予防サービスが受けられなくなるのですか？

訪問看護や福祉用具レンタルなどは今までどおり利用することができます。ホームヘルプやデイサービスを利用している人は4月以降、認定の更新時に総合事業のサービスに切り替わりますが、サービスの内容などは変わらず、継続して利用できます。

◆現在要介護1~5の認定を受けている人は？

要介護1~5の認定を受けている人は、サービスの内容や利用方法などは変わりません。

◆介護予防・生活支援サービス事業を利用している人でも要介護・要支援認定を受けられるのですか？

チェックリストを受けて介護予防・生活支援サービス事業を利用している人でも、その後の状態の変化などで介護が必要となった場合には、いつでも要介護・要支援認定の申請をすることが可能です。新たに介護サービスや福祉用具レンタル、訪問看護などの介護保険サービスの利用を考えられる場合は、同課か同係でご相談を。

### まずは相談を

要介護・要支援認定が必要かまたはチェックリストを受けるか、お住まいの地域にどんな介護予防事業があるかなど、介護に関することは高齢者支援課か西支所保健福祉係、お近くの地域包括支援センターで気軽にご相談を。

名称	担当小学校区	住所	問い合わせ先
大浦・朝来・志楽地域包括支援センター	大浦・朝来・志楽	安岡 1076	☎64・0086
新舞鶴・三笠地域包括支援センター	新舞鶴・三笠	浜 606	☎77・5001
倉梯・倉二・与保呂地域包括支援センター	倉梯・倉梯第二・与保呂	行永 1090-30	☎77・5002
中舞鶴地域包括支援センター	中舞鶴	余部下 1167	☎77・5003
城北地域包括支援センター	吉原・明倫・福井・余内	南田辺 1	☎77・5004
城南地域包括支援センター	中筋・高野・池内	女布 406-3	☎77・5005
加佐地域包括支援センター	岡田・由良川	八田 962	☎82・9303
高齢者支援課	市内全域	北吸 1044	☎66・1012
西支所保健福祉係	市内全域	南田辺 1	☎77・2253